

パブリックコメント等意見照会の結果

意見者	通し 番号	該当頁	該当行	意見要旨
関係省庁	1	1	8	表 I -1について、九州の県名は表示されていないので、同じく生息していない千葉県、香川県も非表示としてはどうか。
関係省庁	2	1	12	注釈に「ー」の説明を入れる必要がある。注釈は表全体である。
一般	3	1		特定計画として第一種と第二種をどのように分けているのかの記述が必要である。
都道府県	4	2	11	「八溝山系など新たにツキノワグマの分布が確認された」について、「分布が確認」という表現は正確ではないと考える。
一般	5	2		「全国的に分布が拡大したことが明らかになった」は、誤りである。奥山に棲めなくなってドーナツ化現象を起こしているところも多々ある。
一般	6	2	33	「こと」は「こと。」のほうがよい。
一般	7	2	9	四国を除いた全国でのクマ類の分布拡大傾向は明らかになっているが、奥山（コア生息地）での生息状況の変化は必ずしも明らかになっていない。
一般	8	2	10	今後の課題として、生物学的な適正個体群と社会的な許容できる個体群の状態のバランスをとるための普及啓発の重要性について検討が必要である。
一般	9	2、11	8、3～6	「分布域が拡大」とあるが、分布域が拡大することと生息数が増加することは別問題であることを表記する必要性がある。
一般	10	2、11	15～17、7～9	絶滅の恐れがある地域は全て禁猟とする必要性がある。
一般	11	2、12	17、11	2ページの1 7 行目「おそれ」と、1 2ページの1 1 行目「恐れ」は、字句を統一。
関係省庁	12	4	4	「～増加の傾向であった。」だと、2020年度までの傾向とも読めるが、現在は減少傾向にあるようにも読めるため進行形に統一した方がよい。
一般	13	4		殺処分ではなく、共存を目指した対策を進めるべきである。
関係省庁	14	6	2	「～、他の野生鳥獣と比べて農林作物被害（面積、金額）は少ない。」は「～、他の野生鳥獣と比べて農林作物被害（面積、金額）は多くない。」が適切である。
関係省庁	15	6	8	「～概ね横ばいで推移した。」について進行形に統一した方がよい。
一般	16	6～10		個々の被害状況、経緯の調査、その地域の現状の把握をもっと詳しく記載してほしい。それができていない現状で「ガイドライン」を作成するのなら、各年に改訂を考慮する等、その都度しなやかに変更していけるようにしてほしい。
一般	17	6～8		人身被害ではなく、人身事故という言葉に統一してほしい。クマ報道が一切マスコミに出ないように行政がマスコミに指示していると思われる件も問題。
関係省庁	18	7	9～10	「東北地方では5月と10月に多く発生し、6月から9月は減少する傾向であったが、2017（平成29）年度以降では、5月から10月全ての月ではほぼ同じ件数の人身事故が発生した（図 I -10）。」が適切である。
関係省庁	19	7	4	年間10-60件→年間10-80件が適切。
都道府県	20	7	2	「（令和 2 度）」→「（令和 2 ）」
都道府県	21	7	13	「秋には人家周辺でも人身事故が発生している」ことを追記すべき。
学会	22	7	1	人身被害の現状について、一般人もハンターもいっしょに現状分析せず、クマ類の出没対応マニュアル改訂版-のP104-105にあるような、被害者の行動別および事故発生場所別の事故件数や被害者数を引用または当該マニュアルを参照し、それぞれの状況にあった対策につながるように示すことが重要である。
関係省庁	23	9	17	「個体数調整」と「数の調整」は明確な違いがあるか。要すれば脚注が必要である。
関係省庁	24	9	6	「なお、環境省では【大量捕獲等を招くおそれ】から～、」への修正が適切。
一般	25	9		捕獲名目の行政言葉がころころ変わるので混乱します。捕獲と捕殺はきちんと使い分けてほしいです。
一般	26	9	3～4、16～17	数の調整目的での捕獲は禁止すべき。「特定の問題個体の排除」というp. 25の文言と完全に矛盾する。また、何のためにゾーニングを提唱しているのか分からない。
一般	27	9	3	「以下」は「以下、」のほうが適切。
一般	28	9	7	7 行目「わなを使用しての捕獲を禁止」しているにも関わらず、錯誤捕獲でクマが捕まっている。さらにそのクマを銃で撃って命を奪っている違法性についても加筆をお願いいたします。密猟の罰則についても加筆をお願いいたします。
一般	29	9		放獣など捕殺以外の対策の動向も必要ではないか。
一般	30	9	4、5	数の調整目的の捕獲は必要ない。狩猟も、人間の趣味や楽しみのため、生き物の命を奪う事は、非人道的である。

意見者	通し 番号	該当頁	該当行	意見要旨
一般	31	9		そもそも許可捕獲を全国的に禁止にするべきである。個体数調整では人とクマの軋轢回避にも解決にもならないため、捕殺中心から生息地保障と被害防止対策中心の対策へ転換を求める。
一般	32	9	1	クマの生息地が限られる、狭い自然林に於いてのワナは全面禁止にしてほしい。
一般	33	9～10	11、5～6	これだけ捕獲すれば生息数は減少するというのが、常識ある人間の判断であろう。生息数が増えているという記述は疑問。
関係省庁	34	10	8	「2019年度は約5,200頭」はグラフの数字を足したら5,283頭。同様に後の文の約6,000頭はグラフを足すと6,080頭。数値は切り下げて整理しているという理解か。
関係省庁	35	11	4	「～、四国を除き全国的に～」について、九州と沖縄は生息していないので、「～、北海道、本州において～」が適切。
関係省庁	36	11	8	「示すなど」→修正案「示す等」。
関係省庁	37	11	26	「深刻な問題【が発生】し、～」→修正案「深刻な問題【の発生が増加】し、～」。
一般	38	11		現状の課題がいろいろとあることはわかりましたが、国民が知りたいのは、各課題に対する国の対策です。
一般	39	11	7	「全国的に市街地等の人間活動域へのクマ類の出没や人身被害の発生」の箇所に、「その背景として、メガソーラや巨大風力発電事業の森林伐採やナラ枯れによる餌不足のため住処を失って市街地に降りてくる」の加筆が必要。
一般	40	11	17	「出来ていない」と、13ページの4行目「できた」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。
一般	41	11	30～31	ゾーニング不適切な運用や評価の事例を列挙するべきである。排除地域という名称は不適切である。共存地域とすべき。
一般	42	11～12		近年問題になっている、殺処分数の急増についても触れるべき。短期間に捕殺を急増させると絶滅の危険が高くなるので、制約をどのようにかけるかという点を明記すべき。5) 生息地の保全に関する課題に「林業で使われていないコア生息地の放置林の自然林への誘導・整備が進んでいないこと、なら枯れによりクマ類の冬ごもり前の食料となる堅果類が広大に死滅し、生息に適した環境が失われている。」を追記すべき。
関係省庁	43	12	13	「地域住民や社会との合意形成を図る必要がある。」とあるが、捕獲個体の取扱については、社会との合意形成は困難であり、条例等の担保が必要なのではないか。
関係省庁	44	12	17	「方針に応じて【それぞれを適切に】選択し、～」→修正案「方針に応じて【適切な特定計画を】選択し、～」
一般	45	12		くくり罠の形状についてはイノシシ管理計画のみならず、クマ管理計画においても具体的言及をするべきである。放獣体制の整備は重要。
一般	46	12	10	錯誤捕獲の放獣には地域住民の同意は不必要であることを明記すべきである。錯誤捕獲は人家周辺であっても放獣しなければならないことを徹底すべき。
一般	47	12～22		個体数の正確な把握は不可能であり、個体数調整の考え方をやめるべき。
関係省庁	48	13	8	誤記：2012年（平成24）年→2012（平成24）年でないか。
関係省庁	49	13	4ほか	「保護」と「保全」の使い分けについては、【クマ類→保護】、【個体群→保全】でよいか。このあたりから使い分けが曖昧になっているので、整理した方がよい。
関係省庁	50	13	5	「一方、クマ類の～」→修正案「一方、【個体数の増加に伴い】クマ類の～」
一般	51	13		個体数の維持・回復が達成したに疑問である。同じ手法で調査した場合は数の比較ができるが、まったく別の手法で調査した数を見て、生息数が増えていると判断するのは危険だと思う。 （1）基本的な考え方：生息数という数字に、あまりにもこだわりすぎている。クマが奥山生息地で人間に脅かされずに幸せに種を保全して生きているかどうかが一番大切なことです。環境省としては、生息地管理、被害防除対策、個体群管理の順に対応すべき。
一般	52	13	14	11ページの17行目「出来ていない」と、13ページの4行目「できた」とは、どちらかに字句を統一。
一般	53	13	27～28	モニタリング等の調査費を廃止し、クマ出没抑止対策費としてほしい。
一般	54	13、14	23	PDCAについては実質上破綻している。この現状を直視するべき。
一般	55	13～16		頻出される「ゾーニング管理」は海外発祥の「ワイルドライフ・マネジメント」によるものであり、県をまたいで行き来できる等、狭い国土の日本には適応しないと考える。ゾーニングは旧宗主国が植民地時代に民族を分断させた境界線と同じ考え方である。
一般	56	13～22		数十年間においてモニタリングがしっかりしていないことが明らかになっている事実上、頭数が増えているのは不明で、実際の頭数以上を補殺している可能性がある。
一般	57	14、30	10、24	14ページの10行目「ごと」と、30ページの24行目「毎」とは、字句を統一。
一般	58	15		生態系の乱れによって鹿や猪が増え、それを殺す(個体調整)しているが、殺処分は全く意味がない。生息環境の悪化が顕著な中で過剰捕獲が止められなければ、クマの地域的な絶滅を招く危険がある。近年生じている乱獲・過剰捕獲の抑制は、クマの個体数を激減させないために不可欠である。 クマの錯誤捕獲についても、イノシシ、シカと同じように電柵の助成をするべきである。環境省から行政への指導を含め、行政から住民に対して、殺すのではなく防除推進と電柵の設置や使い方などを支援していくべきである。
一般	59	15	29	早急に専門家の配置をお願いしたい。

意見者	通し 番号	該当頁	該当行	意見要旨
関係省庁	60	16	6	P40→P43ではないか。
関係省庁	61	16	表	「など」と「等」の表現が混在。（（農林水産・河川・土木など））
関係省庁	62	17	14	表V-1はページが離れているため、「表V-1（P78）」等ページ番号を追加してはどうか。
関係省庁	63	17	22	表V-2はページが離れているため、「表V-2（P84）」等ページ番号を追加してはどうか。
一般	64	17、21		殺処分を禁止を求める。
一般	65	17、21	29、1	地域による数の調整は必要ない。必要なのは棲み分けの為の工夫である。
一般	66	17、24～26		クマの出産頭数は1年に1頭から2頭と少ない中、上限割合設定など命のコントロールは倫理上の問題があり、人間主導で数字はいかようにも算出できるので、計算の根拠が曖昧である。
一般	67	17～22		捕獲上限を守ることを、各クマ生息都道府県行政に徹底させるべき。
一般	68	17～22		ベイズ法を用いた生息数を元にしないようにしてほしい。捕獲上限割合は、権限を自治体にもたせずに、環境省が持つようにお願いしたい。
一般	69	17～22		「生息地保障、生息地の復元」と「被害防除、クマを寄せ付けない集落環境づくり、出没の原因除去」に重点を置き、対策と計画を作成することを要望する。
一般	70	18		個体群水準は何を基準に設定しているか。
都道府県	71	20	表Ⅱ-2	個体数水準4（安定存続地域個体群）について、保護管理の目標（個体数）に「適正個体数への誘導」とあるが、クマの被害は必ずしも個体数依存ではないので、個体数のみの記載は不適切である。また、「適正」の基準も無く、県として設定が困難である。捕獲上限割合の緩和もしくはこれより上の個体数水準の設定について検討を願う。
都道府県	72	20	表Ⅱ-2	「捕獲上限」とあるが、「捕殺上限」ではないか。
都道府県	73	20	表Ⅱ-2	水準4の「個体数」欄について、「適正個体数への誘導」→「地域住民が許容できるレベルの個体群の状態への誘導」などとしてはどうか。
一般	74	20		危急地域個体群では狩猟禁止が抜けている。安定存続地域個体群は狩猟可が抜けているのでは。
一般	75	20	表Ⅱ-2	個体数水準にかかわらず、ガイドラインでは全個体を対象として放獣を推奨するようにも読めるが、安定した個体群における放獣においてはゾーニングに応じた対応を検討するなどの議論の余地がある。放獣か捕殺かの複数の選択肢が示されてもよいのでは。
一般	76	20		生息数推定値には成獣数の内訳表記を義務付けるべき。
学会	77	20	表-Ⅱ	「個体数水準4」より上の水準について検討いただきたい。現在の捕獲上限割合の妥当性の検討や、新しい水準の設定等の検討を、国として実施していただきたい。
都道府県	78	20		捕獲上限割合について、捕獲を強化する時の上乗せの割合（3％）は、P20では目安とされているが、P22ではそのように読み取れない。人身被害が甚大な場合は、3％の上乗せでは有害捕獲に支障が生じるおそれがあり、個体群の維持に留意した上で、地域の実情に応じ柔軟な対応が可能となるような文面としてほしい。
都道府県	79	21	23	…推定個体数の15%「とする」等の対応も…としたほうが良いのではないか。
一般	80	21		人為的死亡数というのはかつての有害駆除数のことか。死亡率がなくて増加率しかないのはおかしい。
一般	81	21		個体数管理では、被害をくいとめる根本的な対策にはならない。個体数管理をするのではなく、熊が人里に降りてこないよう、森を豊かにする、人里に近づけないようにするなど、共存できる対策をとってください。
関係省庁	82	24	10	誘因物（非意図的なもの）を含む「非意図的なもの」が何を指すのか分かりやすい表現の方が良い。
関係省庁	83	24	13	（大量出没をもたらす主要な食物資源不足等の環境影響）について、「堅果類等の主要な食物資源～」など補足を入れてはどうか。
関係省庁	84	24	23	「行政界」について単語の解説は必要では。
一般	85	24		「誘因物に執着等した特定の問題個体」とあるが、誘因物に引き寄せられるのはクマの本能でありそれらのクマが問題だという認識はおかしい。問題は、このようにクマを誘引させてしまった状況にあるという点を課題としてとらえなければならない。
一般	86	24	10～13	人身被害の発生要因を大きく3つ記載しているが、最大の要因は出会わないための知識や出会ったときの適切な行動に関する知識が普及されていないことである。この点が分かる様に、該当部分を次の様に修正をしてはどうか。 「人身被害の発生では、山菜採りなどでクマの生息地に立ち入る際に遭遇回避や遭遇時の正しい対応方法が普及されていないこと、クマ類の生息地内で不適切な行動(食べ物のゴミを捨てる等)をとることのほか、人間活動域周辺に定着した個体が出没すること、及び、狩猟の際の不注意が原因となっている」
学会	87	24	37	ヒグマに関しては、市街地に出没する「問題個体」の定義について、人為的なものの味を覚えた個体に限らず警戒心の薄い分散過程の個体などを問題個体として明確に位置づける議論がされている。分布が拡大している地域では、今後このような視点からの問題個体の捉え方も重要になると考えるので、「分散過程の個体など警戒心が薄く、出没を繰り返す個体」も追記すべき。
一般	88	24		ゾーニングによるコアな生息地への人工建造物の禁止
関係省庁	89	25	6	「問題個体」ではなく「加害個体」ではないか。

意見者	通し 番号	該当頁	該当行	意見要旨
都道府県	90	25	19-29	「捕獲数」と「捕殺数」を明確に区別すべき。
関係省庁	91	25	6	「個体管理（問題個体管理）」→修正案「問題個体管理」
関係省庁	92	25	11	「人間活動域周辺に定着」とあるが、ヒグマでは土地に定着というよりも食べ物に執着する印象である。
関係省庁	93	25	19～	人名・財産に関わるものであるため、問題個体の排除は優先しておくべきと考える。問題個体が多い場合は総捕獲数を超えることもあり得るが、別扱いとする考え方もあると思われる。
関係省庁	94	25	24	「～（狩猟捕獲数、許可捕獲数、人為的死亡数）が～」→修正案「～（狩猟捕獲数、許可捕獲数、人為的死亡数）【（問題個体の排除（捕獲）を優先する）】が～」
一般	95	25		全国的に放獣体制がほとんど整っていない問題をどうするのか。絵に描いた餅になっている。
一般	96	25		子クマ、親子クマまで捕殺はやめるべき。
一般	97	25		被害が出ていないのに、個体数調整のもとに捕獲するのはやめるべきです。
一般	98	25		荒れた奥山にえさ場を復元すべき。
関係省庁	99	26	図Ⅲ－２	ある年や翌年ではわかりづらいため、例①については、「１年目に総捕獲数が捕獲上限を下回った場合、その分を２年目の捕獲上限数に上乗せする。ただし、捕獲数の繰り越しは翌年までとし、３年目は基準の捕獲上限数に戻す。捕獲上限数を上回った場合は、その分翌年の捕獲上限数を下げる。」としてはどうか。
学会	100	26	図Ⅲ-2	例①では、ある年の捕獲数が上限を超過した場合に超過数と同じ数を翌年の捕獲上限から引くという方法が推奨されている。しかし、これでは捕獲個体の繁殖機会が失われることを考慮していないので影響が相殺できない。借金の利払いと同様に、超過数に(1+自然増加率)倍の「利子」を掛けた数を翌年の上限から引く必要がある。上限を下回った場合も同様に、差分を(1+自然増加率)倍した数を上乗せすると差し引き0になる。
関係省庁	101	27	6	「個体数水準など」→修正案「個体数水準等」。
関係省庁	102	27	17	被害金額や被害量に農林水産物等を追加してはどうか。
関係省庁	103	27	17	「アンケートなど」→修正案「アンケート等」。
関係省庁	104	27	4	「・・・それらの地域の「間」となる・・・」→修正案「・・・それらの地域の「境界」となる・・・」。
関係省庁	105	27	14	「果樹」→修正案「放任果樹」の方が良いのではないか。
一般	106	27		実際に何をどうして行くのがよいか、具体例提示すべき。各クマ行政はクマ対策の対応について知らないという部署がほとんど。ぜひ、「兵庫県豊岡市と日本熊森協会による取り組み」の具体例を提示していただきたい。
一般	107	27		被害は、個人個人の意識が低いことに由来する場合は殆どなので、老若男女、個人個人への注意喚起、普及啓発が一番重要で効果的だと思います。各事故のあと、状況把握だけでなく、どうすれば防げていたかを検証し、内々で終わらせず、積極的に発表する必要がある。くくり罠は廃止にしていきたい。
一般	108	27		各自治体で定期的に講習を行う。
一般	109	27		具体策や実施事例を積極的に提示し、必要な予算を振り分けて、実施を推進してほしい。実施状況が検証できるよう環境省としても取り組みを把握・公表し、自治体間の共有を図ってほしい。
学会	110	27	15	「銃器による威嚇も人慣れが進んでいない個体には有効であり」→修正案「・・・には、銃器による捕獲、犬や威嚇弾・ゴム弾による追いはらい等の対策により、・・・」。
学会	111	27	37	「銃器による」の前に「学習効果を期待できない箱わな等ではなく」などと挿入した方がわかりやすい。
一般	112	27		生息地復元や被害対策をメインにした計画にすべき。
一般	113	28		改正案のタイトルを「特定鳥獣保護・共存共生計画作成のためのガイドライン（クマ類編）改定案とする。各項目ごとの「管理」という人間の視点を取りやめ、「共存共生」の文言にする。
関係省庁	114	29	24	「・・・保護管理ユニット一市町村一地区・・・ユニット」についてわかりづらいため、「・・・保護管理ユニット「市町村」地区・・・」としてはどうか。
関係省庁	115	29	29	「保護・管理ユニット」→修正案「保護管理ユニット」。
一般	116	29		海外では当たり前にされている、傷病個体の保護と野生復帰への取り組みを促進してほしい。冬ごもり期間の狩猟を禁止する、冬ごもり中のクマの捕獲を禁止する、親子熊の捕獲を禁止する、孤児を保護して野生に返すことを希望する。
一般	117	29		特定計画の見直しは毎年行う。
関係省庁	118	30	18～19	頭数（親子か否か）：親子であれば頭数のカウント方法が変わるのか？親子か否かで頭数に影響がでるのか？

意見者	通し 番号	該当頁	該当行	意見要旨
学会	119	30	14～17	「目撃及び痕跡情報では、主に日時・位置・頭数・痕跡又は…」の部分を「目撃及び痕跡情報では、主に日時・位置・頭数・構成（単独/親子）・痕跡又は…」に、「捕獲情報では、主に日時・位置・頭数・性齢…」の部分を「捕獲情報では、主に日時・位置・頭数・構成（単独/親子）・性齢…」と加えてはどうか。この後の記述では、親子や成獣メスの情報の重要性を示しているため、収集項目にもその点が反映されているべきである。
一般	120	30		生息頭数情報が曖昧で統計学的ではない上、命を人間の勝手に増減をするようなことは倫理と種差別の問題である。
関係省庁	121	31	12	「森林整備事業の実施状況」→修正案「森林整備事業等の実施状況」
関係省庁	122	31	表Ⅲ－3	「収集する情報」の3つ目「個体数、生息密度（又は密度指標）」→修正案「生息密度（又は密度指標）」
関係省庁	123	31	6	「～基本計画、【農林業センサス、】自然公園～」→修正案「～基本計画、自然公園～」
関係省庁	124	31	20	「～収集し、分析する（表Ⅲ－5）。」→修正案「「～収集し、分析する（表Ⅲ－5）。【予め所定の様式を設定することが望ましい。】」
一般	125	31		生息環境の「土地利用」はメガソーラーや巨大風力発電が生息地を壊さないように規制をかけるべき。「餌資源」は秋の堅果類だけではだめ。
一般	126	31	4	「クマ類の生息に影響する土地利用状況について現状と変遷を分析する」と記載されていますが、誰が分析するのかを明示して責任の所在を明らかにし年に2回程度、環境省の担当部署に報告する義務を付け加える。「餌資源の状況、森林整備事業の実施状況について収集、分析する」も同じく誰が分析するのかを明示して環境省の担当部署に年2回程度報告する義務を付け加える。
一般	127	31	17	人身被害状況調査については、67ページ欄外（※21）に記載のあるJBNの事故調査マニュアルを参照する。
都道府県	128	32	11-13	「～頭数等に関する情報を収集する。」と一度文章を切り、「なお、問題個体を発生させないことが重要であるため、管理されていない生ゴミや農作物等といった問題個体を発生させる要因にかかる情報も収集し、」と追記すべき。
都道府県	129	32	表III-5	人身被害の発生時に収集する情報として、発生原因を明らかにするための「土地利用や考えられる出没要因、誘引物などの有無」を追記すべき。
一般	130	32	10	問題個体を特定し、排除したところで、熊の出没経路を断ち、出てこれない工夫をしなければ、問題解決にならない。
一般	131	32	表Ⅲ-5	人身被害の発生時に収集する情報として、発生原因を明らかにするための「土地利用や考えられる出没要因、誘引物などの有無」を追記すべき。
学会	132	32	11～13	「…頭数等に関する情報を収集する。」と一度文章を切り、「なお、問題個体を発生させないことが重要であるため、管理されていない生ゴミや農作物等といった問題個体を発生させる要因にかかる情報も収集し、実施した被害防除対策や…」と追記・修正すべきである。
学会	133	32	表Ⅲ-5	人身被害の発生時に収集する情報として、発生原因を明らかにするための「土地利用や考えられる出没要因、誘引物などの有無」を追記すべきである。
一般	134	32	23	普及啓発について、住民へのクマ類に関する知識の提供が不可欠。
関係省庁	135	33	12	農作物等被害を「農林水産物等被害」とする。
関係省庁	136	33	図Ⅲ-3	「電気柵の管理件数を増やす」は、「電気柵の設置数を増やす」ではないのか。また、「地域の放任果樹〇割に対し、対策を普及する」は「地域の放任果樹〇割に対し、対策を実施する」ではなのか。
関係省庁	137	33	13	「～この目的に基づいて【5年間】で進めるべき～」→修正案「～この目的に基づいて【計画期間】で進めるべき～」
関係省庁	138	33	図	図Ⅲ－3と4は一つの図にまとめた方が分かりやすいと思われる。
学会	139	33	図Ⅲ-2	生息環境管理の目標（例）に、「緩衝帯を整備する」に加え、「侵入経路の遮断」等と追記すべきである。P34図Ⅲ-4および表Ⅲ-6も同様に修正すべきである。
関係省庁	140	34	図Ⅲ-4	「電気柵の管理件数を増やす」は、「電気柵の設置数を増やす」ではないのか。また、「地域の放任果樹〇割に対し、対策を普及する」は「地域の放任果樹〇割に対し、対策を実施する」ではなのか。
関係省庁	141	34	図Ⅲ-6	「捕殺数が〇頭に達した場合、捕獲個体の放獣や狩猟の自粛を推進する」とあるが、問題個体であっても放獣を行うのか。個体の問題度に応じた～等の追加が必要である。
一般	142	34		森林保全、電気柵の貸し出しや設置を行う部署はどこか。環境省は都道府県がそのようなことをしているかどうかチェックして一覧表にしてほしい。
関係省庁	143	34		P34が図Ⅲ-6、P35が図Ⅲ-5でページが若い方が大きな数字になっているので、番号が逆では。
関係省庁	144	34	11	「出没抑制など」→「出没抑制等」。
関係省庁	145	35	12	図タイトルは「計画策定時の目標及び対策の設定と計画期間終了時の評価の流れ」ということか。上の文章とあまりリンクしていないように思われる。
関係省庁	146	36	表	表タイトル「対策の実施状況【を評価する指標】（例）」→修正案「対策の実施状況【の評価】」 表の項目「対策の実施状況【を把握する指標】（例）」→修正案「対策の実施状況【の把握】」
関係省庁	147	36	表	表「モニタリング手法」の5つ目「・カメラ調査等」→修正案「カメラ【トラップ】調査等」

意見者	通し 番号	該当頁	該当行	意見要旨
関係省庁	148	36	表	表「モニタリング手法」の一番下「・学習【回】の開催情報の収集」→修正案「・学習【会】の開催情報の収集」
都道府県	149	37	表Ⅲ-8、表Ⅲ-9	モニタリング手法に「ヘアトラップ調査等」とヘアトラップ調査を例として記載があるが、主流となっているカメラトラップ調査の方がよい。ヘアトラップ調査とする場合は、ヘア・トラップとの記載もあるので、統一した方がよい。
関係省庁	150	37	表Ⅲ-8	表「モニタリング手法」の3つ目「・カメラ調査等（撮影頻度等【の生息密度指標】）」→修正案「・カメラ調査等（撮影頻度等）」
関係省庁	151	37	表Ⅲ-8	表「モニタリング手法」の10つ目「・カメラ。GPS【首輪】等」→修正案「・カメラ。GPS【発信機調査】等」
学会	152	37	表Ⅲ-9	住民の被害程度の認識がクマによる被害を許容できるかどうかに影響すると考えらるため、「指標」の欄の最終行「農林業被害状況（面積、金額等）」に「アンケートによる被害意識」を追加してはどうか。
関係省庁	153	38	25	「終わらせるなど」→修正案「終わらせる等」。
関係省庁	154	38	21	「～第2種特定鳥獣管理計画を策定した場合のみ限られる。」→修正案「～第2種特定鳥獣管理計画を策定した場合のみ【に】限られる。」
関係省庁	155	38	28	「個体管理のためには、問題個体が適切に捕獲できているか、」とあるが、「適切に」とは、問題個体を選択的に捕獲できているということなのか、捕獲手法が適切に判断できていることについてか、どのような意味か。
関係省庁	156	38	34	「～ニホンジカ等の捕獲強化が推進される【一方】で、～」→修正案「～ニホンジカ等の捕獲強化が推進される【中】で～」。
一般	157	38		くくり罠の即刻禁止に絶対に取り組むべき。くくり罠は足を失うなど残酷すぎる上、これまでのおびただしい数の各種動物たちの錯誤捕獲を思うと、クマだけの問題ではない。即刻禁止すべき悪魔の罠である。クマの錯誤捕獲については放獣を原則とする。
一般	158	38		くくりわなの直径12cm規制の徹底とクマの生息地への設置禁止としてほしい。また、箱わなにクマを誘引しない工夫を講じてほしい。少なくとも、ガイドラインの「錯誤捕獲の防止に対する適切な改善措置」が各自自治体で講じられるよう環境省として徹底を図ってほしい。
一般	159	38	15	個体数にとらわれた管理の方法をするべきではない。特に許可捕獲の中の数の調整に関しては行うべきではない。
関係省庁	160	39	4	「あることなど」→修正案「あること等」。
関係省庁	161	39	3	「・・・わなから逃げだすことで」→修正案「・・・興奮して」に言い換えてはどうか。
関係省庁	162	39	10～11	総務省による「ツキノワグマの保護管理に関する調査（ https://www.soumu.go.jp/main_content/000771303.pdf ）」において、錯誤捕獲については「、錯誤捕獲の予防、人身事故の防止及び発生時の対処に係る研修を実施するとともに、捕獲従事者における意識を高めるため、地方公共団体が行う研修について助言すること」の改善通知がされているが、研修の実施について触れられていないので、研修の実施等、対応する事項を追加してはどうか。
都道府県	163	39	5	「そのためには」が指す内容が不明瞭なため、明確な記載が必要。
都道府県	164	39	25	防除地域および排除地域はクマの生息域ではないため、“生息”環境管理の対象地とするのは不適切。
都道府県	165	39	12-18	放獣体制の整備に関して、費用や人材の確保が課題である。環境省としても関係省庁と連携しながら、地方自治体の放獣体制の整備に対して利用できる制度・予算等の情報と共に、具体的な支援をしてほしい。
関係省庁	166	39	4	「安全管理上の問題」とあるが、クマがけがをすることは安全管理上の問題ではないのではないか。動物福祉のことか。
一般	167	39	19	錯誤捕獲の実態を把握するために、有害捕獲と錯誤捕獲を分けて記録するようにガイドラインに明記する。錯誤捕獲の実態把握の必要性と、「記録上、錯誤捕獲が有害捕獲に包含されないようにするため、やむを得ず市町村許可で錯誤捕獲を有害捕獲に切り替えた場合は、有害捕獲ではなく【錯誤捕獲による緊急捕殺】として記載する。また県は錯誤捕獲の件数の把握に努める。具体的には、【錯誤捕獲による緊急捕殺】の場合、市町村は県に提出する個体調査票の記録に、捕獲された個体の脚や掌、指などのくくりわなで括られた部分を示した詳細な写真を提出すること」と義務化するように明記する。
学会	168	39	5	錯誤捕獲の発生状況に関し緊急的に許可捕獲として対応した件数も合わせて都道府県が報告しやすい記載にしてほしい。
学会	169	39	7	錯誤捕獲の発生状況の括弧内に「捕獲個体の外部計測情報（全長、体重、掌球・足底球幅）」を追加すべきである。
学会	170	39	11	「・・・改善措置を講じること」の後に「および錯誤捕獲発生時の人身被害やクマ類の受傷等のリスクを軽減するために見回りの頻度を高める等のわな管理手法を徹底すること」を追加すべき。
学会	171	39	12～18	錯誤捕獲個体の放獣体制の整備に関しては、費用や人材の確保について、環境省が関係省庁と連携しながら、地方自治体の放獣体制の整備に対し、利用できる制度、予算等の情報と共に具体的な支援をしてほしい。
関係省庁	172	40	2	「設けるなど」→修正案「設ける等」。
関係省庁	173	40	16	放置果樹→修正案「放任果樹」に統一。
都道府県	174	40	17	犬を用いた追い払いというのは特定の地域で実施しているものであり、一般的に用いられているわけではないことから、「音や花火、犬を用いた追い払い」等、一般的に用いられるものも例示した記載に修正。
関係省庁	175	40	17	追い払いの目的はエリアからの排除で、エリアを忌避する学習効果を期待するもの。緊張感を維持する効果とは少し違うように思う。銃器による捕獲も一般的に追い払いには含まないため花火やゴム弾などの方が一般的である。
一般	176	40		林野庁は、緑の回廊や保安林などがある脊梁山脈の尾根筋に設置される巨大風車に土地を貸さないよう環境省は林野庁に申し入れるべき。侵入柵設置の予算化と人員確保で犬をつながなくてもよい特区づくりをしてみてもどうか。

意見者	通し 番号	該当頁	該当行	意見要旨
学会	177	40	17	「銃器による威嚇も人慣れが進んでいない個体には有効であるため」→修正案「追い払い：クマ類の排除をする際に銃器による捕獲、犬や威嚇弾・ゴム弾による追いはらいをすることで、クマ類と人間との間に緊張感を維持する効果が期待できる。」。
一般	178	40		全体的に管理の部分が殆どで、積極的な保護の対策が著しく欠けている。
関係省庁	179	41	30	「捕獲情報など」→修正案「捕獲情報等」。
都道府県	180	41	36 - 37	2行空け→1行空けに修正。
都道府県	181	41	10	「河川等の森林管理等」→修正案「河川管理や森林管理等」。
一般	182	41	14	捕殺することにより報酬が支払われるとしたら廃止して下さい。
関係省庁	183	42	13	対象：地域外の無関係者も含める必要があると思われる。
一般	184	43		クマのコア生息地である山奥に、クマのコア生息地に人が出入りする施設、あるいは畑などがある場合は、そこがクマのコア生息地であることを人に知らせるための啓もう、教育を行なうべきであることを明する。防除対策をクマの専門家（研究者、NGO、市民団体など）の指導の下に行なうべきことを明記する。
学会	185	43	7～	ゾーニング管理の区分名称に関して、次回の改定に向けた課題として「緩衝地帯」の区分名を再考願いたい。
一般	186	43～		ゾーニングの設定を解除して、野生動物の潜み場所になりやすい河畔林や山裾のクマと人との出合いやすいところの草払いをして、事故を起こさない環境作りをする。ゾーニングを設定することで、安易にクマが殺されることが多くなっていると思う。
一般	187	43～56		ゾーニング管理は絵に描いた餅である。
一般	188	43～64		棲み分け（ゾーニング）をすることはとても大切な事だが、それ以前に「コア生息地」にクマが生息できる環境要素が十分に確保できているかという前提条件をクリアしていない地域が多い。堅果類の豊凶だけでなく、夏の小果樹類やその結実にかかわる昆虫の動態なども調査しコア生息地の実態把握と保全に労力を割くべき。
都道府県	189	44	17	「林業」が「防除地域」に振り分けられていますが、P50、51のゾーニング図では「林業」の対象となる針葉樹、広葉樹は緩衝地帯に存在するように見えます。整合を図るような修正が必要。
学会	190	45	21～26	「設定されたゾーン区分に応じて、実際に対策を実施するのは市町村や地域住民が中心になることから、・・・」→修正案「設定されたゾーン区分に応じて、対策を実施するための計画（ゾーンの設定や各ゾーンで実施する対策）を検討する際は、関係行政機関（関係省庁・都道府県・市町村）及び地域関係者・団体等（地域住民、農林水産業従事者、狩猟者団体等）が相互に現状を共有し、管理方針や実施する対策、役割分担等について意見を交換して、合意形成を図る必要がある。」
一般	191	45、58		ゾーニングは捕獲の基準ではなく、棲み分け対策や生息環境整備の基準に。
都道府県	192	47	1	表IV-2 都道府県の行うゾーニング管理の実施内容（実施項目は図IV-2と対応）中、D0の項目-広域的なゾーニングの実施の項目内、「過疎高齢化等で対策が実施できない集落における対策：地域団体やNPOとの連携」は市町の実施内容（表IV-3）に組み込むことが妥当である。
関係省庁	193	49	3	「クマ類の保護を担保するコア生息地・・・」→修正案「保護を目的とする」。
関係省庁	194	49	15	※14の注釈がない。
都道府県	195	49	27	「コア生息地の連続性の確保する配慮」について、具体例が必要。
関係省庁	196	51	9	「鳥獣被害防止計画」→修正案「被害防止計画」。
関係省庁	197	52	9	「えられやすい」→修正案「得られやすい」。
関係省庁	198	52	9	「～が明確化となり、～」→修正案「～が明確となり、～」。
関係省庁	199	52	10	「～出没時の対応方針が明確化となるため、～」→修正案「～出没時の対応方針が明確となるため、～」。
関係省庁	200	52	9	「非捕殺」とはどのような意味か。
関係省庁	201	52	28	「また、数年に一度の頻度で大量出没が発生する～」→修正案「また、数年に一度の頻度で【市街地等への】大量出没が発生する～」。
一般	202	52	9	出没時の対応方針、追い払い、非捕殺、捕殺が明確化となり、地域理解も得られやすいについて人間の都合で無闇に殺すのはやめてほしい。
関係省庁	203	53	29	ページが適切に飛んでいないのではないかと。P64→P65。
一般	204	53		捕殺だけに頼らず、大量出没の時こそ、専門家の指導を導入し、より全体的な対策を立てることを強化が必要。
関係省庁	205	54	表	「耕作放棄地等の整備など緩衝帯の整備及び維持管理」→修正案「耕作放棄地等の整備等による緩衝帯の整備及び維持管理」。
関係省庁	206	54	表	緩衝地帯で「コア生息値がパッチ状に～」とあるが、P49の24行目では「クマ類の生息域と人間の生息域がモザイク状に～」となっているので、「モザイク状」で統一してはどうか。
関係省庁	207	54	表	排除地域の対策実施者に、集落や自治体等を追加してはどうか。

意見者	通し 番号	該当頁	該当行	意見要旨
都道府県	208	54	表Ⅳ-4	排除地域の環境管理に「河川地域における下草刈り等の促進」とあるが、緩衝地帯の環境管理にも河川の下草刈りの記載を追加されたい。
学会	209	54	表Ⅳ-4	緩衝地帯の対策方針が複雑である。この表の中でも【広域的なゾーニング】と【集落レベルでのゾーニング】に分け、それぞれのスケールで実施すべき対策を分けて記述すべきである。
都道府県	210	54		緩衝地帯、防除地域における被害防除対策で「移動経路の遮断対策、侵入防止柵の設置と管理」とあるが、広範囲な電気柵設置を意味するのか、具体的には何をイメージしているのか。
関係省庁	211	55	表	「ジュースの空き缶」→修正案「ジュース等の空き容器」。
都道府県	212	55	9	防除地域における、「侵入防止柵の設置と管理（都道府県）」に「・市町村」を追加。
都道府県	213	55		市街地として存在する排除地域と、コア生息地や緩衝地帯内に集落として存在する排除地域では取り組むべき被害防除対策が異なると考えられることから、排除地域として独立させるのではなく、コア生息地や緩衝地帯内にも排除地域を設定し、当該排除地域で取り組むべき被害防除対策を記載してはどうか。
学会	214	55	表Ⅳ-5	コア生息地の対策について、コア生息地にしばしばなっている国立公園等における対策は環境省等も重大な責任を持つ。以下の通り修正すべきである。「・・・ほか、ジュースの空き缶・お弁当の食べ残し等の誘引物管理の徹底を促す注意看板を設置する等、登山者や観光客への普及啓発(都道府県・市町村、国立公園・国指定鳥獣保護区においては環境省)」
学会	215	55	表Ⅳ-5	防除地域における、集落レベルでのゾーニングの誘引物を「誘引物（放置果樹、農畜水産業系廃棄物、蜂巢等）の管理・除去」と幅広い誘引物が含まれるようにリストすべきである。
関係省庁	216	56	表	コア生息地、緩衝地帯の対応は「数の調整」、防除地帯の対応は「個体数調整」と表現。どう使い分けているか。
関係省庁	217	56	表	緩衝地帯の基本的な対応ある、時間的な棲み分けの意味とその方法は。
学会	218	56	表Ⅳ-6	コア生息地の個体数水準に応じた捕獲対応欄について「適正個体数」とあるが、「軋轢の防止策が十分に行われていることを前提として地域住民が許容できるレベルの個体群の状態への誘導」に変えてはどうか。
学会	219	56	表Ⅳ-6	緩衝地帯の基本的な対応で、「空間的・時間的棲み分けを図る。」を「空間的・時間的棲み分けを図り、防除地域や排除地域への出没を抑制する。」としてはどうか。広域的なレベルでの緩衝地帯にある集落は、集落レベルでは排除地域、防除地域となっているため、緩衝地帯に居住する「住民」はそもそも不在ではないか。
関係省庁	220	58	表Ⅳ-8	「農業者、漁業者への」→修正案「農業者、林業従事者、漁業者への」
関係省庁	221	59	8	「生ごみ」→「生ゴミ」。
都道府県	222	59	9, 10	「緩衝地帯等の森林から連続的に伸びる緑地（河川、防風林等）」とあるが、河岸段丘もクマの移動ルートとなることから、例に記載を追加されたい。
一般	223	59		ヒグマとツキノワグマでは出没原因が違うため、ヒグマとツキノワグマで原因と対策を分けて書くべき。
一般	224	59		マスコミへ正しい報道の仕方をご指導してほしい。
一般	225	59		クマ出没時の対応について、広報や緊急通報システムを活用し、屋内退避を最優先とすべきと考える。
一般	226	59	1	立ち入り禁止区域を設けて欲しい（特に県外からの立ち入り）。
一般	227	59	20	マスコミに注意喚起のために情報提供は必要だが、捕物帳みたいにニュース番組でとりあげないようにしてほしい。
一般	228	59	20	マスコミなどの報道機関に対する情報提供とありますが、決められた報道機関のみにして欲しい。
一般	229	59～62		市中に現れてしまったクマを追いかけてパニックにさせるべきではない。クマを捕りすぎて絶滅させないように、また人間本位で自然環境を破壊すべきでなく、生き物すべてが住みやすい世の中を望む。
一般	230	60		補殺ありきの対応を廃止してほしい。
関係省庁	231	61	39	「警視庁保発第43号、警視庁総発第209号」→「警察庁丁保発第43号、警察庁丁総発第209号」に修正。
関係省庁	232	61	25	要因となつてものを→要因となつたものを。
都道府県	233	61	10	「クマ類の動きが制限されている等、住民や対応者の安全が確保できる場合において は、鳥獣保護管理法第三十八条の二に基づき、麻酔銃による 対応 も可能な場合がある」。について、法では原則ニホンザルとなっているため、この表記は削除すべきである。 ・「クマ類の動きが制限されている等、住民や対応者の安全が確保できる場合」とあるが、現場では100%安全であると判断が出来ないため、麻酔銃の対応はすべきでない。麻酔銃発射後に、2次災害になった場合には、射手の責任が問われる。 ・これらより、クマが市街地等に出没し、クマの状況がいかなる場合であっても、鳥獣保護管理法第三十八条の二に基づき、麻酔銃による 対応は禁止とし、警察官職務執行法による対応しないと明確にすべきである。
関係省庁	234	61	3	麻酔による不動物は狩猟ではないので問題ないのではないか。
一般	235	61		捕獲に頼らない被害対策の方法を確立させる必要がある。
学会	236	61	14	「対応が不可欠である。」→「対応が不可欠であるため、事前に対応可能な従事者等をリストアップしておく。」。

意見者	通し 番号	該当頁	該当行	意見要旨
関係省庁	237	63	3	本文「～ゾーン【（コア生息地であるか、防除地域・排除地域であるか）】～」→「～ゾーン～」
関係省庁	238	63	4	「～必要な対策を実行する～」→修正案「～必要な【捕獲】対策を実行する～」
一般	239	63		意図的に人間を襲うなどの問題度の高いクマとは、過去の人身事故で具体的にこれに該当する案件はどのことを指すのか。
一般	240	63		加害個体が必ず悪かどうかという話にしてはならない。加害グマが問題グマと決めつけて対応を考えてはならないことも明記しておく必要がある。加害グマを特定するために「長期にわたって罠をかけ、事件と関係性のないクマまでも連続で捕殺してしまうことは避けるべき」と明記する必要がある。
学会	241	63	18～20	「・・・もつことが必要である。」→修正案「～もつことが必要である。また、現場保存に十分配慮した上で、可能な限り早い時点でクマ類の専門家による現場調査を行い、原因を究明することで事故再発や二次被害を防止することが望ましい。」。
関係省庁	242	65	28	主語がなく、文章が曖昧なため、主語を追記。
都道府県	243	65-69		広域的な保護管理の推進に環境省・地方環境事務所が果たす役割、または取組を本文中に記載する。
関係省庁	244	66	10	ページが適切に飛んでいないのではないかな。P69→P70ではないかな。
関係省庁	245	66	19	「大量出没时间など」→「大量出沒等」。
都道府県	246	66	9	国における予算措置による支援をお願いするとともに、活用できる事業があればご教示願いたい。
関係省庁	247	66	19	「数年に一度の頻度発生する～」→修正案「数年に一度の頻度【で】発生する～」
一般	248	67	9～13	まずは鳥獣保護区等の設定・拡大によりコア生息地を拡大させ、出沒抑制に向けた対策の強化や人への普及啓発を実施することにより、捕殺をできるだけ行わないようにとし、緩衝地帯や防除ライン周辺において出沒抑制対策の強化(狩猟や許可捕獲による一定の捕獲圧をかけることも含む)を行う事はその次の段階の対策である事を明記してほしい。
一般	249	67	9～13	自然の中で熊が暮らせるように取り組んでいただきたいです。
関係省庁	250	68	表	個体数水準1-2、個体数水準3, 4に空白スペースがあり、表内で表現の並びが取れていない。
学会	251	69	表Ⅳ-9	Planの「適正個体群への誘導」を、「軋轢の防止策が十分に行われていることを前提として地域住民が許容できるレベルの個体群の状態への誘導」に変えてはどうか。
関係省庁	252	70	10	「現地調査（ヘア【・】トラップ調査、～」→修正案「現地調査（ヘアトラップ調査、～」
一般	253	70		クマの体に耐えがたい異物をつけるなど、クマに負担をかける調査方法を禁止すべき。
学会	254	72	2、表Ⅳ-11	目撃件数・痕跡件数は、観察努力量で調整していない場合、マスコミによる発信など、社会の関心の変化によって大きくぶれることが知られており、密度指標の要件を満たさず、ハーベストベースドエスティメーションに組み込むと深刻なバイアスをもたらす可能性がある。また、標識個体の再捕獲データは個体数推定に有用だが、密度指標ではない。このため、2行目の「目撃件数等の」及び表Ⅳ-11最左列の「「密度指標」の列は削除し、「標識個体の再捕獲データ」を「密度指標以外の指標」に移動すべき。
学会	255	72	11	SPUE、CPUEの訳語としてそれぞれ「目撃効率」「捕獲効率」を用いるのは適切ではないため「※SPUE※2 9，CPUE※3 0も密度指標となりうる場合がある」にすべき。
関係省庁	256	73	26	「捕獲時の状況など」→「捕獲時の状況等」か。
一般	257	73	1	生息動向の正確さに疑問を感じるためこれに、重きを置くことの危険を感じる。
関係省庁	258	74	3	問題個体について、排除地域へ頻繁に出没する個体や、人に対する攻撃性を持った個体の記載がない。P27※10に対応した記載にするべきでは。
一般	259	74		問題個体の捕獲を目的に罠を設置しても、冤罪で殺すことは多いと思ため、問題個体を特定して捕獲することが困難であれば、被害防除に重点を置くのが良く、捕殺は必要ない。
一般	260	74	12	問題個体と言われる熊がどうしてそのような行動を取ったのか、具体的に市民に示す取り組みを環境省主体でして欲しい。
関係省庁	261	75	33～34	許可捕獲等により死亡したエゾシカの残滓の採食：基本的に持ち帰りや埋設することとしているのに、マニュアルにこのような記載をして問題無いのか。
学会	262	75	18	遺伝的構造のハプロタイプ分析の出典論文が、P85からのVI. 参考文献・参考資料に含まれていない。該当部分に記載されている分析サンプル数から判断すると、Ohnishi et al., 2009 のHeredity の論文と考えられるが、「琵琶湖～東北地方の560個体を用いた解析結果では、38ハプロタイプが検出された」とあるが、Ohnishi et al., 2009では、589サンプルを用いて、43プロタイプを検出したと報告されている。サンプル数とハプロタイプ数が原文と異なるものと思われるため確認をされたい。
学会	263	76	2～3	オスヒグマの行動圏については、改訂案の記載よりさらに広大である可能性が高く、根釧地方におけるGPS標識調査で1,700km ² を超える記録がある（参考資料：山中正実：2020 ヒグマの生態。増田隆一(編), 「ヒグマ学への招待」, 北海道大学出版会)。そのため、「オスの記録は少ないが」の部分については、「オスの記録は少ないが、年間の行動圏サイズは知床半島で199～462 km ² (n=2)、苫小牧地域で 277～496 km ² (n=3)、根釧地方で1,779 km ² (n=1)と報告されている。」と修正すべきである。
関係省庁	264	77	13	表番号が抜けている。
関係省庁	265	78	表	「・日本北限のツキノワグマ個体群」の部分の記載は、他の記載の並びを見ると、末尾に「。」は不要か。

意見者	通し 番号	該当頁	該当行	意見要旨
関係省庁	266	78～84	表	凡例が見にくい。
関係省庁	267	80	表	「・北部平野部での分布拡大が目立つ」の部分の記載は、他の記載の並びを見ると、末尾に「。」は不要か。
学会	268	81		富士・丹沢ユニットの「その他の状況」について、「保護管理ユニット外の箱根山地まで分布拡大がみられる。」を「保護管理ユニット外の箱根山地、伊豆半島での確認情報があり、今後の情報に留意すべきである。」としてはどうか。
都道府県	269	82	東中国ユニット	令和４年１月、鳥取県の絶滅のおそれのある野生動植物種のリスト(鳥取県版レッドリスト)の改定でツキノワグマはリストから削除された。
都道府県	270	82	東中国ユニット	「その他の状況」で、「西部へ分布拡大し、西中国 ユニットと分布域が接する状況がみられる。」とあるが、「西中国ユニットが東に分布を拡大し、鳥取県で分布域が接する状況がみられる。」の方が正しい。
都道府県	271	82		保護管理ユニット⑩：東中国の「その他の状況」において、「西部へ分布拡大し、」を削除。
都道府県	272	全体		許可捕獲個体の有効活用の是非について、国としての考え方を示してもらいたい。
一般	273	全体		なぜ熊の分布が増えたのか、なぜ出没状況が増えるのか。これは頭数が増えたといコールで考えることは熊の出産回数や日本の山での環境をみても全くおかしい。山の状況など、根本的な理由を、専門家を選び好みせずに様々な視点から調査し、意見交換するべきである。人身事故やクマ剥ぎについても同じく、根本的な理由を探るべきである。
一般	274	全体		野鳥やクマは人間よりも先住民族である事を忘れないでほしい。
一般	275	全体		「クマ類の分布域が市街地など人間の生活圏に隣接する地域も多く、人間の生活圏にクマ類が侵入する状況にもつながっている。」と人間側の都合(捕殺の必要性)が説かれているが、一方で「環境省レッドリストの掲載」で保護の必要性も説かれており、立ち位置が中途半端である。 熊には言葉が通じないのだから棲み分けなんてできない。であるから人間側が譲歩（生息地から遠くに引っ越し）すればいいのである。調査を念入りにして適切な場所を市街地にすべきであって熊を人間のわがままで捕殺すべきではない。
一般	276	全体		大量捕殺は無用の殺生。（１） 生息環境管理、（２）被害防除対策、（３）個体数管理の順に、施策の重点の置き方を変えるべき。
一般	277	全体		特定動物の個体数コントロールなど不可能。
一般	278	全体		専門員がおらず対策が不十分な自治体を環境省が強力に指導してほしい。
一般	279	全体		パブコメ用文章の簡素化を。一般国民への負担を軽減させるためにも、パブコメ資料は数ページ以下にまとめて提示してほしい。
一般	280	全体		①近い将来の絶滅が確実視されている四国や富士・丹沢のツキノワグマをはじめ、残りわずかな生息数となっている下北半島や紀伊半島の個体群について、国としてどのような保護政策をとっているのか明確にして、国民に知らせてほしい。②クマの生息を大きく脅かすこの広大な森林破壊問題について環境省の対策がガイドラインには入っているべき。
一般	281	全体		日本の自然を守るには自然を知るあらゆる階層の人たちが、利権なしで平等に意見を出し合えるような検討会が必要である。

意見者	通し 番号	該当頁	該当行	意見要旨
一般	282	全体		今までの管理方法では、クマの被害は防げないので、管理方法を見直すのは賛成である。 1、殺処分は禁止し、被害対策、生息地復元を主にする。 2、環境省は、殺処分が多い自治体を徹底指導する。 3、市民レベルの被害対策チームを作り、行政は連携する。 4、くくり罠は使用禁止にする。 5、ゾーニングはやめる。 6、市街地に出た熊は追いかけずに熊には退路を作り、人は屋内退去する。
一般	283	全体		日本の野生動物対応が捕殺一辺倒であることを知りました。他生物の生命も尊重する以前のやさしい日本社会に戻せないのだろうか、胸を痛めている。
一般	284	全体		捕殺の上限が何頭か、生息数が何頭かを考えるよりも、生息地の復元や被害防除対策についてメインに考えてほしい。
一般	285	全体		ページ番号が記入されていない。
一般	286	全体		末尾に参考文献の欄がない。
一般	287	全体		ガイドライン改正前に管理計画改定案を策定し、パブリックコメントまで終了した地域には環境省は是正勧告すべきです。
一般	288	全体		防除策や生息地復元の記述が極めて少ないように思える。
一般	289	全体		評価できる点は、錯誤捕獲と放獣について記述したこと、生息数推定方法から兵庫県等で使用されている「階層ベイズ法」を削除したことである。
一般	290	全体		野生動物の数を管理するために捕殺するのは、かえって間引いてる状態になる。
一般	291	全体		ガイドラインの改定案には四国以外のクマは個体数の維持や回復が達成できつつあると記載されていますが、日本のクマたちの置かれた状況は楽観できるものではなく大変厳しい状況である。
一般	292	全体		人と大型野生動物はどうあるべきか。一番大切なのは棲み分けであり、棲み分けるためには、まず第一に、野生動物たちに生息地を保障する必要があるが全くできていない。
一般	293	全体		(1 1) その他保護・管理のために必要な事項にもあるように 農村地域だけでなく、近隣の地域都市住民への正しい理解、自然や野生との正しいかかわり方が浸透するように願う。
一般	294	全体		クマの命を尊重する対応に変えてほしい。
一般	295	全体		森を、自然を、昔のように戻してください。ハイテクはいりません。
一般	296	全体		検討会のメンバーを公募すること。
一般	297	全体		無用な捕殺の抑止とクマと人との軋轢の捕殺によらない解決が進むように、ガイドラインの作成・運用を希望する。
一般	298	全体		環境省のガイドライン改定の中には、以下の項目を盛り込んで頂く様に要望する。 1：クマの正確な個体数調査の為に、現行よりも正確な科学的手法を取り入れどのような調査チーム体制が組まれるかの明記。 2：個体数調整や駆除という名目の裏で行われている違法狩猟の罰則規定。 3：各自治体への捕獲では無く共存へ向けた具体的な取り組み案の明記。 4：人身被害を防ぐためにクマという動物の特性を周知させるための自治体への努力への呼びかけ。
一般	299	全体		以下の理由により、クマ類に関する特定鳥獣保護・管理そのものに対する違和感がある。 1) 大型哺乳類であるクマ類はそもそも繁殖力が弱く管理という名の駆除はしない方が良い 2) 頭数を定量化するための信頼性のある手法が無い状況で、正しい管理は出来ない。 3) ツキノワグマに関しては遺伝的に地域差があり、遺伝資源の保持の点でも管理は困難。遺伝子別に頭数の定量化を行うのは至難の業である。 4) ツキノワグマは草食型の雑食性であり、狩りもしない動物を固定観念で恐ろしい動物と見なした上で管理する部分に違和感がある。 5) 猟友会の知人からも山に入っても最近クマが減ってしまったとの現場の意見を複数得ている。
一般	300	全体		管理計画というタイトルではなく、「ツキノワグマ(以下クマとする。)と共生するための『クマ被害防止防除計画』にすべき。
一般	301	全体		「養蜂、養鶏、養魚の現場での防除対策と細やかな周知について、電気柵や有刺鉄線を張る事でクマがたとえ誘引されて出没したとしても、防除する事により、クマは痛い思いをするので 2度と出没はしない。
一般	302	全体		生物多様性の森を未来永劫つくり続けていくことが望ましい。
一般	303	全体		捕殺や、個体管理ではなく、生息地の保護、クマを生かすことに税金を使ってほしい。
一般	304	全体		捕殺が主な内容で、保護の為のガイドラインになっていない。
一般	305	全体		錯誤捕獲は放獣が原則のはずですが、現在守られていない。法律の強化と、放獣するための体制の整備が急務である。各都道府県に一時保護する施設の設置、獣医師の派遣、住民の理解を得られるよう、啓発活動などをしてほしい。
一般	306	全体		特定計画制度が出来て、約20年にわたる管理施策の取り組みにより、山地が荒廃したことで分布域は拡大したものの、個体数の減少に至っていることから、クマ類の保全については全くの失敗であったと評価できる。防除の不足と人間側の知識不足によりクマ類による人身被害が発生していることは遺憾である。近年は、捕獲数及び捕殺数が急増し高い水準で推移する傾向にあり、個体数はより確実に減少している。クマを無差別に駆除すればよいという誤った考えが広がり、国民の間の分裂が大きくなっていることは遺憾。
一般	307	全体		地域住民、その他一般住民、森林所有者、自然保護団体、有識者等が、捕獲状況等を検証・分析し、不法・不要な捕獲を再発させないように首長に勧告できるような委員会の設置を、各自治体に義務づけるようガイドラインに明記してほしい。 多様な意見、正反対の意見であっても、耳を傾け、行政では退所できない部分を誰がどのように補い合えるか、多様な主体との連携・協力を図ることをガイドラインに明記してほしい。